

同時発表：環境省、厚生労働省

令和8年9月30日
不動産・建設経済局建設業課

建設リサイクル全国一斉パトロールを実施します ～10月は3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進月間です～

3R推進月間に合わせて、環境省及び厚生労働省並びに都道府県等と連携し、建設リサイクルに関する全国一斉パトロールを実施します。

建設工事に伴って廃棄される特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の再資源化、再利用は重要な課題であり、建設リサイクル法では、これらを用いた建築物の解体工事等において、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。

3R推進月間に合わせて、建設リサイクルの意義の一層の浸透を図るとともに、関連する取組を推進していくため、例年、関係機関と連携した全国一斉パトロールを実施しています。

今年度も、以下の内容で実施しますので、お知らせします。

1. 実施期間

令和8年10月頃 ～ 令和8年11月頃まで

※上記は概ねの期間であり、都道府県・市区町村により実施期間は異なる。

2. 実施機関

各都道府県及び特定行政庁

※建設リサイクル法担当部局、環境部局、各都道府県労働局の労働基準監督署及び地方出入国在留管理官署が合同で実施。

3. 主なパトロール内容

- ・建設リサイクル法の遵守状況の確認
- ・建設発生土の有効利用に関する取組状況の確認
- ・フロン排出抑制法や労働安全衛生法など、関連法令の遵守状況の確認

参考：昨年度（10月）の全国一斉パトロール実績

パトロール立入り件数：4,919 現場

建設部局が建設リサイクル法に関する指導等を行った件数	指導等件数の内訳				
	標識の掲示	分別解体	無届工事	事前措置	その他
374件	310件	18件	6件	10件	30件

※上記の他に、環境部局・労働基準監督署より、関係法令に関する指導等を実施。

<問合せ先>

不動産・建設経済局 建設業課 建設業技術企画室 下條、阿部、小林
代表：03（5253）8111（内線 24755）、直通：03（5253）8380

